-			
П			
		•	

B	月	火	水	木	金	±
		1	$\frac{2}{9}$	3	4	5
6	7	8	9	10	11	5 12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

 \mp 5 5 5 - 0 0 2 4

大阪市西淀川区野里 1-12-20 ハイツ守山 202 世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ http://www.seko-tax.com/

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第71号を発行させていただきます。 あけましておめでとうございます。今年もよろしくお 願いいたします。

今月は、年末年始に撮影しました須磨浦海岸での初日 の出と西国三十三所巡りで参拝に訪れたお寺の写真を掲載いたします。



(写真は、須磨浦海岸での初日の出の様子です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、1月末までに提出すべき 書類について、最近の税務関連状況、税金以外のテーマとしまして習慣をちょっと変えてみる その8 を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 1月末までに提出すべき書類 について 今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。 それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係でできませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と 提出の手引』をご覧になっていただきますとどのような 書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方 法などが書かれておりますが、毎年提出することになる 書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び 賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、 『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』 があげられます。

まず**『給与所得の源泉徴収票』**ですが、これは昨年末に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まっており、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲		
<年末調整をしたもの>			
法人の役員及び現に役員を	平成 30 年中の給与等の支払		
していなくても平成30年中	金額が		
に役員であった方	150 万円を超えるもの		
<年末調整をしたもの>	平成 30 年中の給与等の支払		
法人の役員以外の者(従業	金額が		
員)	500 万円を超えるもの		

平成30年中の給与等の支払 <年末調整をしなかったも $\sigma >$ 金額が 「給与所得者の扶養控除等 250 万円を超えるもの 申告書」を提出した方 ただし、法人の役員の場合に 50 万円を超えるもの <年末調整をしなかったも 平成30年中の給与等の支払 $\sigma >$ 金額が 「給与所得者の扶養控除等 50 万円を超えるもの 申告書 | を提出しなかった方

- *給与所得の源泉徴収票は「税務署提出用」を使用し、個人番号(マイナンバー)を記載しないといけません。
- *『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成 と提出の手引』の3ページより一部抜粋
- もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご 覧になってご確認してください。



(写真は、須磨浦海岸での初日の出の様子です)

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などをしている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっておりまして、その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲		
税理士などの士業などへの	同一人に対する平成 30 年中		
報酬・料金等	の支払金額の合計が		
	5万円を超えるもの		

*報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に個人番号(マイナンバー)を記載しないといけませんので、該当する税理士などの士業にマイナンバーを聞く必要があります。

*『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成 と提出の手引』の 23 ページより一部抜粋

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、平成30年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶(総トン数20トン以上のものに限ります。)、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。)を支払った法人(国、都道府県等の公法人を含みます。)と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲

同一の方に対する平成 30 年中の支払金額の合計が 15 万円 を超えるもの

- *不動産の使用料等の支払調書に個人番号(マイナンバー)を 記載しないといけませんので、該当する不動産の所有者さんな どにマイナンバーを聞く必要があります。
- *『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成 と提出の手引』の 25 ページより一部抜粋

最後に**『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』**ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、亀岡市にある西国二十一番札所の穴太寺です)

○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、

『給与支払報告書(個人別明細書、総括表)』、『償却資産(固定資産税)申告書』

があげられます。

まず『給与支払報告書(個人別明細書、総括表)』ですが、『平成31年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書(個人別明細書)』(複写式)を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書(総括表)』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書(個人別明細書)』を一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないといけません。

次に**『償却資産(固定資産税)申告書』**ですが、**『償 却資産(固定資産税)申告書の申告の手引』**に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

【参考文献】

- ・平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の 作成と提出の手引き
- ・平成 31 年度 市町村に提出する給与支払報告書等の 作成及び提出についての手引書



(写真は、亀岡市にある西国二十一番札所の穴太寺です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項を ご紹介しておきます。

自動車税関連

日経新聞に「**与党税制大綱 車保有最大年 4500 円減税** 購入時も1%軽く 消費者負担に配慮」、などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・2019 年度与党税制改正大綱では、自動車関連の税制が大きく見直された。
- ・消費税率が 10%になる 19 年 10 月以降に購入した車は、所有者が毎年支払う税金が減る。減税額は車の排気量に応じて変わり、例えば排気量が 1000 ∝以下の車では今の年 2 万 9500 円が 4500 円下がり、年 2 万 5000 円になる。軽自動車の税額は据え置く。
- ・車を買うときの税も見直す。10%への消費税率引き上げに伴い新たに導入される「燃費課税」はもともと車の環境性能に応じて価格の0~3%を払うことになっていたが、増税後の1年間限定で一律1%を引き下げる。
- ・2年に1度の車検時に支払う自動車重量税などに適用 されるエコカー減税は、当初政府が検討していた案よ りも免税対象を広げるなどし、縮小幅を抑えることで 決着した。

などと書かれておりました。

*消費税増税後に購入価格が大きい車の販売数が落ち込むこ とを防ぐ対策です。

ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税に指定制 高額返礼は税優 遇除外」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・制度の見直しは19年6月1日以降の寄付金に適用する。
- ・地方財政審議会(総務相の諮問機関)の意見を踏ま え、特例控除の対象となる自治体を改めて指定し、告 示する。返礼品は金額が寄付金の3割以下となる地場 産品とする。この基準を満たさない指定外の自治体委 寄付をしても特例控除は受けられなくなる。

などと書かれておりました。

*大臣通知を行っても従わない自治体があるために制度の見 直しをすることになってしまったのでしょう。



(写真は、箕面市にある西国二十三番札所の勝尾寺です))

4 習慣をちょっと変えてみる その8

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ について毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「自分にないものを求めない」についての情報をご紹介させていただきます。

参考文献には、

- ・「夏炉冬扇(かろとうせん)」 夏の炉と冬の扇子―そのときには必要のないもののことです。今すぐには役に立たなくても、必ず役に立つときがくる。じっと時期を待つことの大切さを言っています。
- ・華やかな仕事をしている人も、はじめからそうだった わけではありません。地味な仕事をコツコツと積み重 ねた結果として、今があるのです。
- ・一見、役に立たないことが、巡りめぐってひとつの結果に結びつく。今頑張っていることは、ひとつも無駄にならない。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、私自身ついつい自分に足りないものを求めてしまっていることがあるので、自分に言い聞かせる意味で選ばせていただきました。

ないものを求めるということは、自分の現状(今)に満足できていないということ。今やっていることをコツコツと積み重ねていけば、自分にとって必ずいい結果が得られるということを心がけて日々過ごしたいと思います。

【参考文献】

・禅、シンプル生活のすすめ 著者 枡野俊明(ますのしゅんみょう) 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

5 編集後記

これまでも寺社仏閣に参拝に行くことが多かったのですが、昨年 12 月に亀岡市の穴太寺に参拝に行った際に穴太寺が西国三十三所の札所であったことに気づき、その時に三十三所巡りをしたくなったので、そこで御朱印長を購入して御朱印をいただきました。

年末年始で、21番札所の穴太寺、23番札所の勝尾寺、 22番札所の総持寺、24番札所の中山寺と4か所と比較 的自宅から近い場所の参拝に行ってきました。

下の写真は、西国 23 番札所の勝尾寺で撮影した写真です。



今年の休日は、西国三十三所巡りを目的に行先を決めることになりそうです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。